

奈良県告示第二百五十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十八年九月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域			縦覧場所
区域の名称	区域	区域の名称	区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十三年政令第八十四号）第四十条に規定する衝撃に関する事項	
上北山村西原（〇一四）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	上北山村西原（〇一四）急傾斜地崩壊特別警戒区域	次の平面図のとおり	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び上北山村役場総務企画課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県土木マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。